

C F T ニュース & 息抜き（3月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2026年2月の気になる問合せ

（1）一括表示内にインフューズドコーヒーの製法を記載してもよいか。

原材料名：コーヒー豆（インフューズド梅製法）

（生豆生産国名：ブラジル）

ご教示ください。

⇒ 一括表示枠内は食品表示基準で定められた事項のみ記載してください。

コーヒー豆を梅酒に漬込んでいるので、枠外に「梅酒に漬込んだインフューズドコーヒー」などと記載されるのは問題ありません。

原材料名は「コーヒー豆、梅酒」としてください。参考として昨年度と一昨年度の研修会のQ&Aを添付（省略）します。

（2） 会員社である。先日、業界仲間より「コーヒー公取協は規約改正を行って、生豆生産国名表示を「輸入」とか「又は」の大括り表示にする」と聞いた。一括表示事項の変更なので会員社に動きを早く知らせて欲しい。当社も包材の印刷を検討しており、無駄な費用にならないようにしたい。

また、大括り表示の規約化によりコーヒー公取協会員のメリットである「特色ある原材料表示」30%ルールが変わるのは困る。

何時ごろから「輸入」や「又は」の大括り表示になるのか。

⇒ お問合せの件は、先般、理事会において、「輸入」や「又は」の大括り表示を検討することとなり、先般、本件について規約委員会を開催し検討したが、具体的なことは何も決まっていない。

この提案を行った方は、消費者庁が検討している「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会」の検討を踏まえ、二次元バーコード利用を取入

れて「輸入」や「又は」表示を規約に取り込みたいとの趣旨であり、御社の属する連合会にもこのような希望があると聞いた。

消費者庁は二次元バーコード利用については、これから食品表示懇談会において表示内容や方法などを精査・検討するものであり、具体的なことは何も決まっていないとのことである。

(消費者庁からは今年度の研修会において、「食品表示へのデジタルツール活用」について説明を行っていただいた。)

包材印刷については、制度見直しがあっても、猶予期間を設けるとみられることから、2年分程度の包材を印刷されても問題ないと考える。

大括り表示の規約化により「特色ある原材料表示」の30%ルールが変更となることはないと考えるが、消費者庁がどのように考えるかはわからない。リスクゼロとは言えない。コーヒー公正競争規約のメリット・デメリットを慎重に考えて対応したい。

今、コーヒー公取協は会員社のメールアドレス調査を行っており、これがまとまれば、コーヒー公取協の理事会や規約委員会の検討内容や行政庁の食品表示に係る事項などを逐次メールにより、コーヒー公取協の動きを随時お知らせするようにする考えである。

2. コーヒーを巡るいろんな状況

3月は研修会の準備などでCFT子ニュースは大変遅れた。

研修会は消費者庁に二次元コード利用による食品表示の課題を含め、東京、名古屋、大阪でご説明いただいた。一括表示事項のQRコード利用については以前より会員社から希望があり、コーヒー公取協としても規約に取りこむ考えである。研修会参加者はいずれの会場も過去最高で大変ありがたかった。意外なのは通常質問の多い大阪会場も2問の質問しかなく、研修時間が2時間で疲れたというのが少なかった要因かもしれない。

コーヒー公取協は予算が乏しいが、なんとかやりくりして研修会は続けたいと考えている。研修会資料はかなり利用されているようで、非会員社からQ&Aの内容について説明を求められることがある。

研修会受講書をお渡ししているが、これは行政庁の指示によるもので、事業者が食品表示の研修会に参加していることを示すことができるものである。行政庁から表示などで何かあれば、コーヒー公取協の研修会に参加し、適正表示に務めている旨、応えていただきたい。

(2026年4月1日記)